

# ～子どもたちの成長を願って～

〈目指す子ども像〉

ふるさとを愛し未来を拓く子

〈スローガン〉

愛情と信頼・深めよう 絆

## 【基本方針】

未来を担う新居浜の子どもたちが、自立して社会で生きていく力を身に付けるため、人や自然、社会、世界との関わりを深め、豊かな心と創造する力を育み、郷土に誇りをもつ子どもの育成を目指す。

## 【目標】

- I 豊かな心と健やかな身体を育み、信頼される学校づくりの推進
- II 確かな学力を育む教育の推進
- III 規範意識を養い、社会で適切に行動できる子どもづくりの推進
- IV 地域全体で子どもたちを育て、郷土を誇り、志を育む教育の推進

## I 豊かな心と健やかな身体を育み、信頼される学校づくりの推進

- 1 持続可能な開発のための教育(ESD)を目指す学校づくり
- 2 不登校対策の充実
- 3 いじめ問題対策の充実
- 4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
- 5 学校給食の充実
- 6 学校教育環境等の整備の推進

## II 確かな学力を育む教育の推進

- 1 確かな学力の向上
- 2 図書館活用教育の推進
- 3 あかがねミュージアムの利活用

## III 規範意識を養い、社会で適切に行動できる子どもづくりの推進

- 1 自分で行動できる子どもづくり
- 2 人権・同和教育についての取組

## IV 地域全体で子どもたちを育て、郷土を誇り、志を育む教育の推進

- 1 国際交流・国際理解教育への取組
- 2 キャリア教育
- 3 郷土愛を育む取組
- 4 連携による教育力の向上



# I 豊かな心と健やかな身体を育み、信頼される学校づくりの推進

## 1 持続可能な開発のための教育(ESD)を目指す学校づくり

### (1) 開かれた学校づくり

学校と地域の双方向性コミュニケーションを形成することが必要であり、保護者・地域住民等に学校情報を公開し、共通理解を図ることを通じて信頼を得るとともに、学校・家庭・地域社会の連携を推進する。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 信頼される学校を目指す。
- ・ 教育委員会・学校の情報公開を進める。
- ・ 「学校へ行こうディ（日）」を推進する。



## (2) 特色ある学校づくり

学校は地域の誇りであるということを認識し、各学校がそれぞれの実情に応じ、自主的・自律的に創意・工夫をこらした教育の展開を図る。

### 【重点実施項目・内容】

- ・別子中学校まなび創生事業を推進する。
- ・ユネスコスクールによる「持続可能な開発のための教育（ESD）支援事業」を推進する。
- ・第2回教育フェスティバルを開催する。（2月11日（土））
- ・「子ども会議」を開催する。
- ・いのちの授業「愛顔の赤ちゃんふれあい授業開催事業」を実施する。
- ・芸術文化に親しむ教育を推進する。
- ・笑いとコミュニケーション講座を開催する。
- ・中学校スポーツトップアスリート事業を実施する。
- ・高等学校スポーツ支援事業を実施する。
- ・学校等飼育動物適正管理業務を実施する。
- ・教育行政の今日的課題について、広く具体的な教職員の意見を求める。
- ・特色ある学校づくりを目指した人事を検討する。
- ・学校管理運営予算等の効果的な運用をする。
- ・教職員の資質の向上のための支援事業を実施する。
- ・中学校地域連携協力推進事業を実施する。
- ・お手玉遊びの普及活動を実施する。



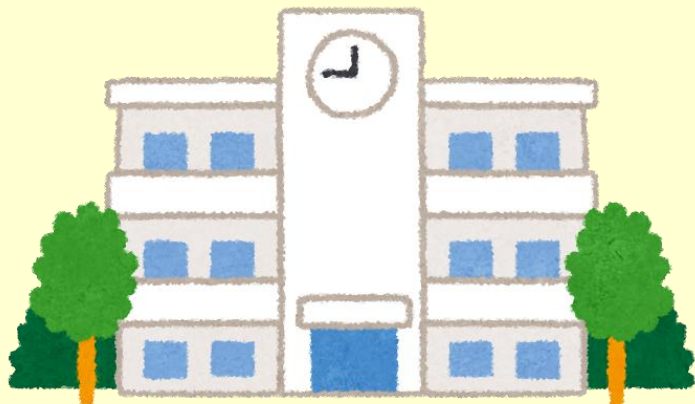
## 2 不登校対策の充実

### (1) 小中連携による取組

不登校については、特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こり得ることとして捉え、小中連携や各関係機関との連携を図り、児童生徒への理解を深めた取組を推進する。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 各中学校区における小中連携の取組を実践する。
- ・ 「新居浜市不登校対策検討委員会」を設置し、中1ギャップと小中学校の連携について調査研究やその研究内容を各学校に提供する。
- ・ いじめ・不登校チェックリストの活用を図る。
- ・ 親と子のふれあい相談室「あゆみ」(土曜日教育相談室)を設置する。





## (2) 学校における取組

魅力ある学校づくり6つの視点を推進し、児童生徒の将来的な社会的な自立に向けての支援として、不登校を「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、「進路の問題」として捉え、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援を積極的に推進する。

### 【重点実施項目・内容】

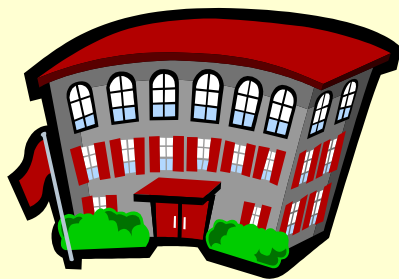
- ・ 望ましい人間関係づくり、悩みや不安等の相談活動の充実に努め、不登校の未然防止を図る。
- ・ 学級生活の満足度や意欲についての楽しい学校生活を送るための心理検査（Q-U）を全学年で実施し、いじめや不登校などの問題行動等の未然防止と学級経営改善に役立てる。
- ・ 毎月「絆アンケート」を実施し、あらゆる情報から不登校の未然防止に取り組む。
- ・ 校内の生徒指導委員会や不登校対策委員会などを通して、不登校生の実態や対応等について情報交換を行い、全校体制で取り組む。
- ・ 不登校問題に対応するため、小中学校の連携を密にし、情報交換や引継ぎ等の充実に努める。
- ・ 学校に配置するハートなんでも相談員・スクールカウンセラーと連携を図り、学校における相談体制の充実と向上に努める。
- ・ 学校とあすなろ教室とが連携を図り、常に入級・通級児童生徒の情報交換を行う。

### (3) あすなる教室における取組

児童生徒が、様々な体験活動や学習を通して、自律性や社会性を身に付け、再登校や進学・就職などへの自立を目指すことを目的に、各学校との連携を図り、教育相談や適応指導を推進する。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・学校、関係相談員や関係機関との連携を図り、不登校生や保護者への支援を行う。
- ・相談活動の充実及び関係機関との連携強化のためにスクールソーシャルワーカーを配置する。
- ・中学校の不登校生徒・保護者を対象とする進路相談会を実施する。
- ・自然体験活動を実施する。
- ・学校と連携し、不登校生の学力の定着の支援を行い、入級児童生徒の学校復帰を図る。



### 3 いじめ問題対策の充実



#### (1) いじめ問題対策の推進

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して対策を講じる必要がある。平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、これを受けて、10月に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

新居浜市においても、これまで実施してきた取組や児童生徒の実態を踏まえつつ、法や国・県の基本方針も参酌し、「新居浜市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進する。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 各学校の「学校いじめ防止基本方針」の見直しと教職員の共通理解・共通実践を推進する。
- ・ 児童生徒のいじめの問題に対する主体的な活動をすべての学校で推進する。
- ・ ネット上のいじめに関すること、情報モラルの指導等や保護者への啓発をすべての学校で実施する。
- ・ 100%の解消率を目標に、発生したいじめを徹底して解消する。
- ・ いじめの早期発見、早期対応のために、毎月、「絆アンケート」を実施し、実態把握を行う。
- ・ 定期的な教育相談活動を充実し、児童生徒の悩みや不安の解消を図る。



### 【重点実施項目・内容】

- ・ 7月上旬に「いじめ調査」を行い、集計結果を基に考察と対応をまとめ、研修資料として各学校に配布する。
- ・ 校区の「児童生徒をまもり育てる協議会」等を通じて、学校・家庭・地域が連携していじめ問題の解決に取り組む。
- ・ 市に「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関することの調査研究やその研究内容を各学校に提供する。
- ・ 新居浜市のホームページに「いじめ等相談メール」を開設し、教育長への直接メール相談を受け付け、学校、関係諸機関等と連携し、早期対応を図る。

### (2) 積極的な生徒指導の充実

社会にルールがあるように、学校にも守るべきルールがある。学校と家庭が連携し、子どもたちに規範意識、基本的な生活習慣を身に付けさせる。また、学力低下の要因には、学習意欲や学習習慣の欠如があり、生活習慣を確かなものとし、学習意欲、学習習慣を形成する。

### 【重点実施項目・内容】

- ・ 規範意識、基本的な生活習慣を身に付ける。
- ・ 「あいさつ日本一のまち」を目指す。
- ・ 家庭の教育力の向上に向けた取組。
- ・ 児童・生徒の問題行動に対処するため、家庭、地域及び、小中高校における一層の情報共有、行動連携を図り、積極的な生徒指導体制を確立する。
- ・ 警察署、東予子ども・女性支援センター、青少年センター、各健全育成団体・機関等との密接な連携を図る。

### (3) 幼・保・小・中学校の交流

幼稚園・保育園と小学校及び小学校と中学校との交流、連携を深めることにより、環境が変わることへの児童生徒の不安を軽減する。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 幼・保と小学1年生の担任者との情報交換・交流会等を推進するため、「新居浜市幼保小連携推進協議会」を通じて、相互の交流と理解を深める。
- ・ 放課後児童クラブとの情報交換や連携を図る。
- ・ 新旧の担任者(前小学校6年担任者と中学校1年担任者)が情報交換し、児童・生徒への理解を深める。
- ・ 小学6年生が、中学校の部活動や授業等を参観することにより、中学校生活を体験する場を設定する。また、中学生から小学生(子どもから子ども)へ、中学校生活や生徒会活動、部活動等についての説明や質疑応答のできる場を設定する。
- ・ 学校行事、部活動での小中学校の児童生徒の交流、教科外研修等の教職員の合同研修での交流を促進する。
- ・ 幼・小関連教育を推進する。



## 4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

### (1) 早期からの教育相談・支援の充実

個別療育、小集団療育、構音訓練、個別ソーシャルスキルトレーニング(SST)を内容とする早期療育通園事業の運営を充実し、心身の発達に課題のある未就学児に日常生活における基本的動作及び集団生活への適応訓練等の指導、療育を行い、早期療育体制の強化を図る。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 相談支援体制を整備充実する。
- ・ 個別の教育支援計画を策定し活用する。
- ・ 適切かつ柔軟な就学支援を実施する。
- ・ 早期療育通園事業の運営を強化する。



### (2) 特別支援教育の充実・体制の整備

「障害者差別解消法」(平成28年4月1日施行)に伴い障がいや発達課題のある子どもが、地域でともに育ち、学び、働き、暮らす支援の体制づくりに取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう 共生社会の形成を目指し、インクルーシブ教育システムの構築を推進する。

### 【重点実施項目・内容】

- ・校内委員会の機能充実を図る。
- ・特別支援教育コーディネーターを活用する。
- ・交流及び共同学習を推進する。
- ・教員等の専門性の向上を図る。
- ・通級による指導担当教員等専門性充実事業(国指定)を実施する。
- ・特別支援教育支援員を積極的に活用する。
- ・障がいの特性に配慮した教育を推進する。

### (3) 地域生活における自立に向けた支援体制の整備

こども発達支援センターを中心に地域全体における発達支援のコーディネーターとしての役割を担うとともに、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係施設や関係機関との連携強化により、生涯にわたる一貫した継続的な支援を行えるよう有効なネットワークの構築を図る。

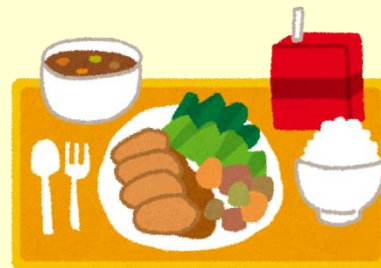
### 【重点実施項目・内容】

- ・地域発達支援協議会を企画運営する。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用する。
- ・地域との連携による支援体制を充実する。
- ・障がいなどに対する理解啓発を推進する。





## 5 学校給食の充実



### (1) 食育の推進

成長期にある児童生徒の、食に関する正しい理解と、適切な判断力を養うため、安全でバランスのとれた学校給食を「生きた教材」として活用し、正しい食習慣を身に付けるための指導を行う。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 栄養バランスのとれた給食の提供に努める。
- ・ 食育だより等を配布し、食を通して「体の健康と心の健康」を推進するとともにバランスのとれた献立づくりを家庭に普及する。
- ・ バイキング給食等、特別給食の実施に努める。
- ・ 郷土料理等の地元の特徴を生かした給食の実施に努める。
- ・ 地場産物等を活用した食育の推進を図る。



### (2) 衛生管理の徹底

学校給食における衛生管理の徹底については、腸管出血性大腸菌O157による食中毒の教訓を踏まえ、安全で安心な学校給食実施のため、「学校給食衛生管理基準」の遵守がより強く求められるようになってきている。そのため、衛生管理基準に基づいて食中毒予防対策の徹底を図り、衛生管理の向上・安全保持に努める。



### 【重点実施項目・内容】

- ・各調理場の施設設備の適切な修繕、更新を図る。
- ・各調理場において、ネズミ・害虫等の防除を図る。
- ・調理場訪問衛生研修会等、衛生管理徹底のための研修の充実を図る。

### (3) 食物アレルギーへの対応

食物アレルギー対応については、文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示されており、本市においても、現在の「アレルギー対応実施要領」を見直し、より具体的かつ実践的な基本方針（対応マニュアル）を作成し、各校、調理場のアレルギー対応を支援する必要がある。

### 【重点実施項目・内容】

- ・「新居浜市学校給食アレルギー対応基本指針（仮称）」を策定する。

### (3) 学校給食費の未納解消

学校給食費の未納対策については、平成22年度から取組を強化した結果、それまでと比較して減少している。しかし、現在も、支払い能力があるにもかかわらず納入されない未納者も見受けられることから、公平性の観点から、引き続き、未納解消に取り組む必要がある。

### 【重点実施項目・内容】

- ・学校と連携を図りながら、法的措置も含めた対応を行う。

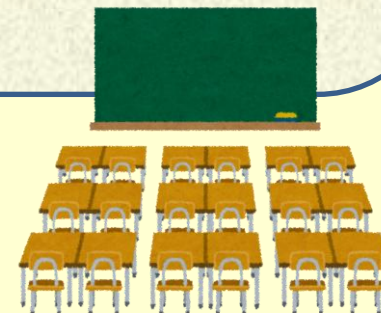


## 6 学校教育環境等の整備の推進

学校施設の安全対策や教育内容の多様化、情報化等に対応した施設、設備の整備を推進し、児童生徒が安全で充実した学校生活を送れるように教育環境の向上を進める。

### 【重点実施項目・内容】

- ・ 適正な学校規模、適正な学校配置について、公共施設再配置計画策定事業の進捗に合わせながら一定の方向性の検討を行う。
- ・ 学校施設・設備の適正な保守及び維持管理を図り、児童生徒が安全で快適な教育を受ける環境を整備する。また、老朽化した校舎を含め、学校施設の大規模改造工事を計画的に実施する。
- ・ 大規模地震における学校施設等の非構造部材耐震対策を実施し、安全性を確保する。
- ・ 学校教育施設全般の施設長寿命化の長期計画を策定する。
- ・ 学校給食施設の整備計画を検討する。
- ・ 義務教育は無償であるとの原則に立ち、公費で負担すべきものは、学校PTAを含め保護者の負担を求めず、保護者の負担軽減を図る。



## Ⅱ 確かな学力を育む教育の推進

### 1 確かな学力の向上



児童生徒に基礎的な知識や技能を身に付けさせるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、確かな学力の習得を目指す。

#### (1) 学習指導の改善

学力向上に係る検証改善を行うとともに、確かな学力の定着と向上を図るための学習指導の改善に努める。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・「新居浜市学力向上推進委員会」を設置する。
- ・新居浜市標準学力調査を実施する。(4月14日(木)・15日(金))
- ・各種学力調査の分析・結果の検証による学力向上に向けたPDCAサイクルを確立する。

#### (2) ICT化の促進

児童・生徒の興味・関心の促進とより分かる授業を目指して、ICT化を促進する。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・モデル校の環境整備と教職員研修を推進する。



### (3) 学習習慣の定着化と思考力・判断力・表現力を育む事業の推進

#### 【重点実施項目・内容】

- ・「新居浜市小中学生科学奨励賞事業」を実施する。(発表会1月中旬)
- ・「あかがね算数・数学コンテスト」を実施する。(8月12日(金))
- ・「こころのことば」コンクールを実施する。(2月11日(土))
- ・中学生弁論大会を実施する。(7月上旬)
- ・中学生英語スピーチコンテストを実施する。(9月23日(金))
- ・「ALT及び英語指導員」派遣事業を推進する。
- ・英語キャンプを実施する。(8月4日(木)・5日(金))
- ・「歌いつなごう日本の歌」開催事業(県指定)を実施する。(角野小)
- ・新聞制作体験学習事業を実施する。(泉川中)
- ・学校図書館支援センターの機能を拡充する。
- ・「放課後まなび塾」を拡充する。
- ・海外からの転入児童生徒への支援を行う。



## 2 図書館活用教育の推進

### (1) 市立図書館における読書活動の推進

子どもの読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする。そのために、人生をより深く生きる力を身に付ける上で、欠くことのできない図書館活用教育の推進を図る。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 子どもの読書活動を推進するため、子ども向けのイベントを開催する。
- ・ 「お話会」を実施する。
- ・ 移動図書館車（青い鳥号）の活用促進を図る。
- ・ 職場体験や施設見学の受入れを行う。
- ・ 学校図書館との連携を図る。



### 3 あかがねミュージアムの利活用

子どもたちが、あかがねミュージアムを利用することで、美術、演劇、音楽など様々な芸術に触れ、体験しながら、子どもたちの豊かな心や創造性を育む。

#### (1) 美術館の利活用

##### 【重点実施項目・内容】

- ・ ギャラリートークを実施する。(9月～12月)
- ・ 創作体験学習を実施する。(7月～8月)
- ・ 職場体験を行う。(7月～8月)
- ・ 新居浜子ども美術展の充実を図る。(1月～2月)



#### (1) 多目的ホール等の利活用

##### 【重点実施項目・内容】

- ・ 体験学習を実施する。(土曜日)
- ・ 職場体験を行う。(毎月第2・3土曜日)
- ・ 出前講座を行う。(通年)



### Ⅲ 規範意識を養い、社会で適切に行動できる子どもづくりの推進

#### 1 自分で行動できる子どもづくり



##### (1) 環境教育の推進

児童生徒に対して「活動を通じて省エネ・環境保全に対する意識や実践的な行動力を高める。」ことを目標とする。

##### 【重点実施項目・内容】

- ・ にいはまスクールエコ運動(地球にやさしい学校づくり)を推進する。
- ・ 地球温暖化防止と節約の精神を培うため、光熱水費等の使用量削減に努める。
- ・ 学校だけでなく、家庭での取組への活動に努める。
- ・ 「森はともだち」推進事業(県指定)を実施する。(大生院中)
- ・ 海や浜辺を美しくする運動を実施する。(浮島小)

##### (2) 安全・危機管理の推進

「防災」と「防犯」の二つの視点から、大切な命を家庭・学校・地域で一体となって守り、支え合う教育を推進する。



### 【重点実施項目・内容】

- ・ 防災教育を推進する。
- ・ 防災リーダー研修を実施する。
- ・ 危機管理と不審者等への対応に努める。
- ・ 命を守り、大切にしている教育を推進する。
- ・ CAP教育プログラムを実施する。
- ・ 児童生徒の通学時の安全対策として、定期的に通学路の再点検を行う。
- ・ 地域安全マップの作成とその活用を図る。
- ・ 子どもの人権擁護に努め、虐待児童生徒の早期発見や対応を積極的に推進する。
- ・ 「子ども見守り隊」の定着を図り、防犯ボランティア協力体制を強化する。
- ・ 愛媛県警と連携し地域で子どもを守る「まもる君の家」活動の充実を図る。



### (3) 健康管理

児童生徒自身が健康について自ら考え、学び、実践していくために、運動・健康に関する指導の改善を図る。

### 【重点実施項目・内容】

- ・ 全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果を活用する。
- ・ 実践的な環境学習、食育の調査研究を推進する。
- ・ 積極的なむし歯予防を推進する。
- ・ 性教育講演会を実施する。
- ・ えひめ子ども健康サポート推進事業(国指定)を実施する。
- ・ がん教育推進事業(国指定)を実施する。(角野中)



## 2 人権・同和教育についての取組



人権尊重の理念を全ての教育活動の基礎におき、現職教育の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決につながる学習の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、生きる力を育むよう努める。

### (1) 教育実践交流の充実

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 人材育成に努め、実態に応じ、職務内容を具体的に見直し、実践に当たっては、校長の指導・助言のもと人権・同和教育の推進を図る。
- ・ 新居浜市小中学校人権・同和教育研究大会を実施する。

### (2) 校区別人権・同和教育懇談会開催事業への取組

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 基礎研修、学級・学年別懇談会、地区別懇談会の3本柱で実施する。
- ・ 地区別懇談会は、同和問題の解決を重要な柱として取り組み、小学校と中学校の役割分担を明確にするとともに、学校・行政・保護者・地域住民が協力して実施する。
- ・ 市職員は、校区ごとに計画段階から参加し、指導的な役割を果たすように努める。

## Ⅳ 地域全体で子どもたちを育て、郷土を誇り、志を育む教育の推進

### 1 国際交流・国際理解教育への取組

国際交流・国際理解教育を推進し、小中学生に未来への夢をもたせ、国際感覚の高揚を図る。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 中学生海外派遣事業を推進する。



### 2 キャリア教育

望ましい職業観・勤労観を育むとともに、主体的な進路選択と将来設計ができる児童生徒を育成するため、奉仕や勤労の精神の涵養などに関わる体験的活動を積極的に導入するなど、小中学校の連携を図ったキャリア教育の充実に努める。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 職場体験学習を実施する。(中学2年生:原則、連続した3日間以上)
- ・ ものづくり人材育成推進事業を実施する。

### 3 郷土愛を育む取組



郷土の文化・歴史を知ることにより郷土への誇り・愛着を醸成する。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ ふるさと学習推進事業を実施する。
- ・ 「新居浜市小中学生ふるさと学習奨励賞」事業を実施する。(2月11日(土))
- ・ 郷土芸能の保存・伝承活動を推進する。
- ・ 「新居浜ものしり検定」を実施する。
- ・ 第3回こどもふるさと写生大会を実施する。
- ・ (仮称) 郷土資料室との交流を図る。



### 4 連携による教育力の向上

(1) 学校支援ボランティア活用制度(「学校支援地域本部」委託事業)

「地域の学校・地域の子ども」という観点から、子どもたちの学習や生活をサポートするために必要な地域資源を蓄積し、活用するためのシステムを構築する。

#### 【重点実施項目・内容】

- ・ 学校支援地域本部事業を実施する。





## (2) 学校、家庭、地域の連携

子どもたちの豊かな人間性を育むとともに、健全育成を図るため学校、家庭、地域が連携し、奉仕・体験活動等を実施することによって、学社融合を図る。

### 【重点実施項目・内容】

- 放課後子ども教室の充実を図る。
- 通学合宿を実施する。
- 放課後児童クラブの運営の充実
- 地域、学校が一体となり、あいさつ運動、花いっぱい運動に取り組む。
- 市職員・教職員が地域の一員として、公民館活動地域活動等に積極的に参画する。

